市町村が保有する個人情報の目的外利用の状況に関する調査結果表

精　査　中

No	市町村が保有する情報（または業務）の内容	市町村が保有する情報に含まれる事項						提供先機関等	提供先の利用目的	提供情報件数	提供した情報に含まれる事項						情報提供の根拠とした法令・条例等	提供の手続き						提供の方法				
		氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容				氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容		決裁	決裁権者	審議会等	担当者の判断	その他	その他の内容	紙	eメール	FD,CD等媒体	その他	その他の内容
1	住民基本台帳（住基ＤＢ）	○	○	○	○	○	住基法第７条に規定する事項	長野県知事	住基法別表に規定する国又は地方公共団体の機関等の求めにより、本人確認情報を提供する	法施行日前 360,666	○	○	○	○	○	住民票コード	住基法第30条の５第２項、個人情報保護条例（法令）	○	助役				条例第９条第４項によりオンライン提供を認め、電子記録媒体提供は異例なため、助役決裁。			初期セットアップ ○	以降オンライン ○	初期セットアップ時提供条件：MOは市へ返却する。
2	住民基本台帳（住基ＤＢ）及び印鑑登録票（印鑑ＤＢ）に係る端末機操作記録	○	○	○	○	○	住基法第７条及び印鑑条例に規定する事項	警察署	（強盗）事件捜査のため、刑事訴訟法第197条第2項による照会	1	○	○		○	○	被照会者に係る証明書交付場所、端末機の操作時刻	個人情報保護条例（本人同意）	○	生活部長				本人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるため、本人の同意を得た上で提供。	○				
3	印鑑登録票（印鑑ＤＢ）に係る端末機操作記録及び印鑑証明申請書	○	○	○	○	○	印鑑条例に規定する事項等	警察署	（殺人）事件捜査のため、刑事訴訟法第197条第2項による照会	1					○	被照会者に係る証明書の交付年月日、交付場所、交付通数、本人代理人の別	個人情報保護条例（安全等） 個人情報は条例の規定により非提供。	○	生活部長				第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるため、個人情報は不提供。	○				
4	消除した印鑑登録票	○	○	○	○	○	登録印の印影等	県弁護士会	抵当権抹消登記手続請求事件について、事案解明に必要なため	1	○	○	○	○	○	登録印の印影等	個人情報保護条例（安全等）	○	生活部長				不提供としたが、具体的な申出がされ、特別な理由がある（事件解明の唯一の手段）として提供。	○				
5	葬祭具使用許可等申請書	○			○		葬祭具使用料条例に規定する事項	警察署	死体損壊事件の捜査	10	○			○	○	申請日及び骨箱の種類	個人情報保護条例（公共団体）	○	市民課長					○				
6	滞納状況 電話番号 勤務先	○	○	○	○	○	滞納状況 電話番号 勤務先	他市町村	国民健康保険料の滞納処分	4	○	○		○	○	滞納状況 電話番号 勤務先	個人情報保護条例（公共団体）	○	国保課長					○				
7	国保加入者の診察記録	○	○	○	○	○	受診医療機関名 所在地・受診内容	警察署	捜査（刑訴法第197条第2項）	1	○	○		○	○	受診医療機関名 所在地	個人情報保護条例（公共団体、開示をしないことができる記録情報）	○	国保課長					○				
8	国保加入者の診察記録	○	○	○	○	○	受診医療機関名 所在地・受診内容	地方検察庁	犯罪の裁判（刑訴法第507条）	4	○	○		○	○	受診医療機関名 所在地	個人情報保護条例（公共団体、開示をしないことができる記録情報）	○	国保課長					○				
9	国保使用状況	○	○	○	○	○	国保番号及び 診療月,医療機関名	長野県警本部	捜査（刑訴法第197条第2項）	1	○	○		○	○	診療月、医療機関名	個人情報保護条例（公共団体）	○	国保課長					○				
10	加入状況及び 国保使用状況	○	○	○	○	○	国保番号及び 診療月,医療機関名	警察署	捜査（刑訴法第197条第2項）	4	○	○		○	○	国保番号及び 診療月、医療機関名	個人情報保護条例（公共団体）	○	国保課長					○				
11	各個人の課税状況	○	○	○	○	○	住民税等課税状況	他市町村	保険給付及び保険料(税)の賦課資料（国保法第113条の２）	2,155	○	○		○	○	住民税等課税状況	個人情報保護条例（公共団体）	○	国保課長					○				
12	国保の資格状況	○	○	○	○	○	国保番号 資格取得日	他市町村	保険給付	1	○	○		○	○	国保番号 資格取得日	個人情報保護条例（公共団体）	○	国保課長					○				
13	法人市民税課税資料	○			○	○	地方税法・法人税法に規定する事項	税務署	法人税調査	95	○			○	○	課税状況	・「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」昭和29年9月20日自乙府発第195号各知事あて自治庁次長通達				○	○	閲覧申請による	○			○	資料閲覧
14								地方事務所税務課	自動車税調査	24	○			○	○						○	○					○	
15	個人市民税課税資料	○	○	○	○	○	地方税法・所得税法に規定する事項		個人事業税		○	○	○	○	○			○	課長			○					○	

No	市町村が保有する情報（または業務）の内容	市町村が保有する情報に含まれる事項						提供先機関等	提供先の利用目的	提供情報件数	提供した情報に含まれる事項						情報提供の根拠とした法令・条例等	提供の手続き						提供の方法				
		氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容				氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容		決裁	決裁権者	審議会等	担当者の判断	その他	その他の内容	紙	eメール	FD,CD等媒体	その他	その他の内容
16	個人市民税課税資料	○	○	○	○	○	地方税法・所得税法に規定する事項	税務署	所得税調査	60	○	○	○	○	○		・「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」昭和57年12月1日自治税企第92号各都道府県知事あて　自治省税務局長通達 ・個人情報保護条例（公共団体）	○	課長			○		○			○	
17								国税局	所得税調査	12	○	○	○	○	○			○	課長			○					○	
18								税務署	所得税調査	1	○	○	○	○	○			○	課長			○		○			○	
19								国税庁	所得税調査	1	○	○	○	○	○			○	課長			○					○	
20								国税局	相続税調査	1	○	○	○	○	○						○	○					○	
21								税務署・地方事務所税務課	税務調査資料	41	○	○		○	○			○	課長		○			○					
22								地方事務所税務課	県税滞納処分	112	○	○		○	○			○	課長		○			○					
23								他市町村税務課	扶養親族調査	573	○	○		○	○			○	課長		○			○					
24									家屋敷課税賦課資料	32	○	○		○	○			○	課長		○			○					
25									転入未申告者の所得調査	12	○	○		○	○			○	課長		○			○					
26								他市町村老人保健担当課	老人保健負担区分判定資料	96	○	○		○	○		個人情報保護条例（公共団体）、老人保健法７９－３	○	課長		○			○					
27								社会保険事務所	国民年金保険料免除認定	33	○	○		○	○		個人情報保護条例（公共団体）、国民年金法１０８	○	課長		○			○					
28								福祉事務所	生活保護法による保護の実施	20	○	○		○	○		個人情報保護条例（公共団体）、生活保護法２９	○	課長		○			○					
29								介護保険保険者	介護保険料の賦課	904	○	○		○	○	課税状況及び老齢福祉年金の受給の有無	個人情報保護条例（公共団体）、介護保険法２０３	○	課長					○				
30	個人市民税課税資料	○	○	○	○	○	地方税法・所得税法に規定する事項	児童相談所	児童福祉施設入所者の費用徴収額の決定	8					○	課税状況	個人情報保護条例（本人同意）	○	課長		○	○	本人の承諾書添付	○				
31								福祉事務所	社会福祉施設入所者の費用負担額の認定	2					○			○	課長		○	○		○				
32									身体障害者福祉法に基づく補装具に係る費用負担の算定	2					○			○	課長		○	○		○				
33									結核予防法の規定による命令入所患者の自己負担額の認定	1					○			○	課長		○	○		○				
34								長野地方検察庁	裁判執行のため	1					○			○	課長		○	○		○				
35								関東農政局長野統計情報事務所	農林統計調査	34					○			○	課長			○		○				

No	市町村が保有する情報（または業務）の内容	市町村が保有する情報に含まれる事項						提供先機関等	提供先の利用目的	提供情報件数	提供した情報に含まれる事項						情報提供の根拠とした法令・条例等	提供の手続き						提供の方法				
		氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容				氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容		決裁	決裁権者	審議会等	担当者の判断	その他	その他の内容	紙	eメール	FD,CD等媒体	その他	その他の内容
36	個人市民税課税資料	○	○	○	○	○	地方税法・所得税法に規定する事項	社会保険庁	国民年金被保険者実態調査	233					○		個人情報保護条例（公共団体）	○	部長					○				
37	住民基本台帳及び課税台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○		他市町村	滞納者の実態調査	1,036	○	○	○	○	○	所得・財産及び課税の有無	地方税法第２０条の１１、個人情報保護条例第（公共団体）	○	収納課長					○				
38	滞納者管理情報				○			税務署・地方事務所	滞納者の実態調査	70				○	○	実際の居所・連絡先	個人情報保護条例（公共団体）、三税協力通達					○	課内基準による（庁内端末の画面情報のみ可）				○	訪問による調査（庁内端末の画面情報で確認）
39	児童扶養手当受給資格者台帳	○			○	○	児童扶養手当の月額及び支給開始日	地方事務所建築課	県営住宅家賃減免のための収入調査のため	8	○			○	○	児童扶養手当の月額及び支給開始日	個人情報保護条例（公共団体）	○	保健福祉部長					○				
40	身体障害者、知的障害者更生指導台帳及び手帳交付台帳	○	○	○	○	○	障害内容、程度	地方事務所	自動車税減免要件の確認	260	○	○	○	○	○	障害内容、程度	個人情報保護条例（公共団体）	○	障害福祉課長								○	閲覧
41	身体障害者、知的障害者更生指導台帳及び手帳交付台帳	○	○	○	○	○	障害内容、程度	ＮＨＫ	ＮＨＫ放送受信料減免要件の確認（Ｓ４３年４月１１日付社更第７５号厚生省社会局長通知）	1,705					○	減免申請の内容（障害内容、程度）の確認	個人情報保護条例（公共団体）	○	障害福祉課長					○				
42	身体障害者、知的障害者更生指導台帳及び手帳交付台帳	○	○	○	○	○	障害内容、程度	警察署	殺人事件の捜査（刑事訴訟法第１９７条第２項）	1	○	○	○	○	○	減免障害内容、程度	個人情報保護条例（公共団体）	○	障害福祉課長					○				
43	介護保険料賦課情報	○	○	○	○	○	介護保険料額 年金の種類	社会保険庁	介護保険料特別徴収	59,328	○	○	○	○	○	介護保険料額 年金の種類	介護保険法第136条、個人情報保護条例（法令）	○	介護保険課長							○		
44	介護保険料賦課情報	○	○	○	○	○	介護保険料額 年金の種類	地方公務員共済組合連合会	介護保険料特別徴収	1,112	○	○	○	○	○	介護保険料額 年金の種類	介護保険法第136条、個人情報保護条例（法令）	○	介護保険課長							○		
45	介護保険料賦課情報	○	○	○	○	○	介護保険料額 年金の種類	福祉事務所	生活扶助の介護保険料加算額等	542	○	○	○	○	○	介護保険料額 年金の種類	H12.9.1厚生省通知、個人情報保護条例（公共団体）	○	介護保険課長					○				
46	介護保険受給資格情報	○	○	○	○	○	要介護状態	転出先介護保険者	要介護状態の継続認定	70	○	○	○	○	○	要介護状態	介護保険法第36条、個人情報保護条例（公共団体）				○			○				
47	介護保険入・退所情報	○	○	○	○	○	転入日 転出日 死亡日	介護保険保険者	施設入・退所の確認	80	○	○	○	○	○	入・退所施設名 入・退所・死亡日	介護保険法第13条第2項、個人情報保護条例（公共団体）	○	介護保険課長					○				
48	食品営業許可台帳に記載された営業者の情報	○	○		○	○	食品衛生法施行規則第20条１項に規定する事項	警察署	捜査上の必要による	49	○			○			刑事訴訟法第１９７条第２項、個人情報保護条例（公共団体）	○	生活衛生課長					○				
49	市営住宅入居者の情報	○	○	○	○	○	入居者の所得、連帯保証人に関する情報等	警察署	市営住宅入居者の捜査	2	○	○	○	○	○	家族構成、入居日、連絡先、家賃収納状況、駐車場許可車両	刑事訴訟法第１９７条第２項、個人情報保護条例（公共団体）	○	住宅課長					○				
50	市営住宅入居者の情報	○	○	○	○	○	入居者の所得、連帯保証人に関する情報等	県税事務所（他県）	県税滞納者の賃貸借契約内容の調査	1	○	○	○	○	○	家族構成、市営住宅入居誓約書（連帯保証人の情報含む）外	国税徴収法第141条第2項、個人情報保護条例（法令）	○	住宅課長					○				
51	市営住宅入居者の情報	○	○	○	○	○	入居者の所得、連帯保証人に関する情報等	検察庁	裁判執行のため	1					○	連帯保証人の氏名、住所、勤務先、電話番号	刑事訴訟法第507条、個人情報保護条例（公共団体）	○	住宅課長					○				
52	市営住宅入居者の情報	○	○	○	○	○	入居者の所得、連帯保証人に関する情報等	東京入国管理局	出入国管理及び難民認定法違反容疑の調査	4	○	○	○	○	○	家族構成、市営住宅入居誓約書（連帯保証人の情報含む）外	出入国管理及び難民認定法第28条第2項、個人情報保護条例（公共団体）	○	住宅課長					○				

No	市町村が保有する情報（または業務）の内容	市町村が保有する情報に含まれる事項						提供先機関等	提供先の利用目的	提供情報件数	提供した情報に含まれる事項						情報提供の根拠とした法令・条例等	提供の手続き						提供の方法				
		氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容				氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容		決裁	決裁権者	審議会等	担当者の判断	その他	その他の内容	紙	eメール	FD,CD等媒体	その他	その他の内容
53	市営住宅入居者の情報	○	○	○	○	○	入居者の所得、連帯保証人に関する情報等	公共職業安定所	国の債権の管理等に関する法律第21条第1項第2号(徴収停止)に基づく事務執行	1	○	○	○	○	○	家賃、滞納状況	個人情報保護条例（公共団体）	○	住宅課長					○				
54	市営住宅入居者の情報	○	○	○	○	○	入居者の所得、連帯保証人に関する情報等	警察署	市営住宅入居者の捜査	1	○	○	○	○	○	家族構成、市営住宅入居誓約書（連帯保証人の情報含む）外	刑事訴訟法第197条第2項、個人情報保護条例（公共団体）	○	住宅課長					○				
55	市営住宅入居者の情報	○	○	○	○	○	入居者の所得、連帯保証人に関する情報等	長野県警	市営住宅入居者の捜査	1	○	○	○	○	○	家族構成、勤務先、連絡先	刑事訴訟法第197条第2項、個人情報保護条例（公共団体）	○	住宅課長					○				
56	有害鳥獣駆除許可通知書	○	○		○	○	「職業」、「狩猟免許の種類、交付番号」「銃器の所持許可番号、許可年月日、鉄砲の種類」	警察署	「有害鳥獣駆除が実施されることの把握」、「駆除従事者の把握」	53	○	○		○	○	「職業」、「狩猟免許の種類、交付番号」「銃器の所持許可番号、許可年月日、鉄砲の種類」	長野県有害鳥獣駆除許可事務取扱要領　6（通知及び報告）－（1）、個人情報保護条例（公共団体）	○	農林部長					○				
57	有害鳥獣駆除許可通知書	○	○		○	○	「職業」、「狩猟免許の種類、交付番号」「銃器の所持許可番号、許可年月日、鉄砲の種類」	地方事務所、鳥獣保護員、森林管理署（国）	「有害鳥獣駆除が実施されることの把握」、「駆除従事者の把握」	69	○	○		○	○	「職業」、「狩猟免許の種類、交付番号」「銃器の所持許可番号、許可年月日、鉄砲の種類」	個人情報保護条例（公共団体）	○	農林部長					○				
58	選挙人名簿に記載された住民の情報	○	○	○	○			政府広報室	個人投資家の証券投資に関する世論調査、外交に関する世論調査	23	○	○	○	○			公職選挙法第29条第2項、個人情報保護条例（法令）	○	選管事務局長								○	筆記
59	選挙人名簿に記載された住民の情報	○	○	○	○			長野県住宅部	高齢者の住まいと福祉に関する実態調査	749	○	○	○	○			公職選挙法第29条第2項、個人情報保護条例（法令）	○	選管事務局長								○	筆記
60	選挙人名簿に記載された住民の情報	○	○	○	○			長野県住宅部	景観に関する県民意識調査	620	○	○	○	○			公職選挙法第29条第2項、個人情報保護条例（法令）	○	選管事務局長								○	筆記
61	選挙人名簿に記載された住民の情報	○	○	○	○			総務省郵政研究所	家計と貯蓄に関する調査	48	○	○	○	○			公職選挙法第29条第2項、個人情報保護条例（法令）	○	選管事務局長								○	筆記
62	選挙人名簿に記載された住民の情報	○	○	○	○			長野県検察審査会事務局	検察審査員候補者及び候補者の予定者の選定	300	○	○	○	○			検察審査会法第10条、個人情報保護条例（法令）	○	選挙管理委員長					○				
63	学齢簿	○	○	○	○	○	保護者氏名　続柄　就学指定校　入学・卒業年月日	警察署（県外）	所在不明者の捜査	1					○	該当者なしと報告	刑事訴訟法第197条第2項、個人情報保護条例（公共団体）	○	学校教育課長					○				
64	上下水道料金システムに記載されているお客様情報	○			○	○	契約内容	警察署（県外を含む）、地方検察庁	捜査	20	○			○	○	契約年月日・水道使用量支払状況・支払方法	刑事訴訟法第197条第2項、個人情報保護条例（公共団体）	○	料金課長					○				
65	上下水道料金システムに記載されているお客様情報	○			○	○	契約内容	東京入国管理局	違反調査	1	○			○	○	契約年月日・水道使用量支払状況・支払方法	出入国管理及び難民認定法第２８条第２項、個人情報保護条例（公共団体）	○	料金課長					○				
66	上下水道料金システムに記載されているお客様情報	○			○	○	契約内容	国税局	査察調査	7	○			○	○	契約年月日・水道使用量支払状況・支払方法	国税犯則取締法、個人情報保護条例（法令）	○	料金課長					○				
67	上下水道料金システムに記載されているお客様情報	○			○	○	契約内容	税務署	所得税の調査	2	○			○	○	契約年月日・水道使用量支払状況・支払方法	所得税法第２３５条第２項、個人情報保護条例（公共団体）	○	料金課長								○	閲覧

No	市町村が保有する情報（または業務）の内容	市町村が保有する情報に含まれる事項						提供先機関等	提供先の利用目的	提供情報件数	提供した情報に含まれる事項						情報提供の根拠とした法令・条例等	提供の手続き						提供の方法				
		氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容				氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容		決裁	決裁権者	審議会等	担当者の判断	その他	その他の内容	紙	eメール	FD,CD等媒体	その他	その他の内容
68	火災調査書	○	○	○	○	○	消防法第31条から33条の規程に関する情報	地方検察庁	放火火災捜査	3	○	○	○	○	○	消防法第31条から33条の規程に関する情報	刑事訴訟法第197条第2項、個人情報保護条例（公共団体）	○	消防局長					○				
69	防火対象物台帳	○			○	○	建物の所有情報	警察署	放火火災捜査	1	○		○	○	○	所有防火対象物の情報	刑事訴訟法第197条第2項、個人情報保護条例（公共団体）	○	消防局長					○				
70	火災調査書	○	○	○	○	○	消防法第31条から33条の規程に関する情報	弁護士会	火災保険請求提訴の資料	1	○			○	○	火災通報者氏名	弁護士法23条の2、個人情報保護条例（公共団体）	○	消防局長					○				
71	火薬類許可	○	○		○	○	火薬取締法第25条に関する事項	地方事務所⇒他県警察署	犯罪捜査	1	○	○		○	○	火薬消費許可の有無	刑事訴訟法第197条第2項、個人情報保護条例（公共団体）	○	消防局長					○				
72	指令記録	○		○	○	○	世帯主、電話番号、聴取内容	警察署	事件の捜査	2	○		○	○	○	世帯主、電話番号、聴取内容	刑事訴訟法第101条、個人情報保護条例（公共団体）	○	通信指令課長					○			○	カセットテープ
73	生徒指導要録に記載された生徒の情報	○	○	○	○	○	指導内容、成績所見等	家庭裁判所	裁判所審判の参考資料等	58	○	○	○	○	○	在校時の出席日数，学習の記録等	少年法第１６条第２項、個人情報保護条例（公共団体）	○	学校長					○				
74	生活保護適用関係の情報	○	○	○	○	○	生活保護受給内容	警察署（県外）	捜査関係	1	○	○		○	○	生活保護受給の有無	刑事訴訟法第197条第2項、個人情報保護条例（公共団体）	○	厚生課長					○				
75	生活保護適用関係の情報	○	○	○	○	○	生活保護受給内容	警察署	捜査関係	1	○	○		○	○	申請年月日、支給開始年月日、支給額	刑事訴訟法第197条第2項、個人情報保護条例（公共団体）	○	厚生課長					○				
76	生活保護適用関係の情報	○	○	○	○	○	生活保護受給内容	他市町村保護課（県外）	ホームレスに対する生活保護適用	1	○	○	○	○	○	生活保護受給ケース記録、生活歴、戸籍等の資料（写）	個人情報保護条例（公共団体）	○	厚生課長					○				
77	生活保護適用関係の情報	○	○	○	○	○	生活保護受給内容	他市町村税務課（県外）	市民税賦課	1	○	○		○	○	生活保護受給の有無、適用期間	個人情報保護条例（公共団体）	○	厚生課長					○				
78	住民票、戸籍、戸籍附票、外国人登録	○	○	○	○	○	本籍等	検察庁、警察署	捜査		○	○	○	○	○	本籍等	刑事訴訟法第197条第2項、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○				○				
79	戸籍、戸籍附表	○	○	○	○	○	本籍等	東京入国管理局	違反調査		○	○	○	○	○	本籍等	出入国管理及び難民認定法第28条、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○				○				
80	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	建設省工事事務所、県	所有権移転登記		○	○	○	○	○	本籍、筆頭者、家族構成	住民基本台帳法第37条、個人情報保護（審議会）	○	部長	○				○				
81	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	税務署	国税滞納処分		○	○	○	○	○	本籍、筆頭者、家族構成	住民基本台帳法第37条、個人情報保護（審議会）	○	部長	○				○				
82	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	県	県税滞納処分		○	○	○	○	○	本籍、筆頭者、家族構成	住民基本台帳法第37条、個人情報保護（審議会）	○	部長	○				○				
83	住民票、戸籍、戸籍附票	○	○	○	○	○	本籍等	土地改良区、県土地改良事業団連合会	所有権移転登記		○	○	○	○	○	本籍等	土地改良法第118条第6項、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○				○				
84	住民票、戸籍、戸籍附票	○	○	○	○	○	本籍等	社会保険庁	年金受給者調査		○	○	○	○	○	本籍等	国民年金法第108条、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○				○				

No	市町村が保有する情報（または業務）の内容	市町村が保有する情報に含まれる事項						提供先機関等	提供先の利用目的	提供情報件数	提供した情報に含まれる事項						情報提供の根拠とした法令・条例等	提供の手続き						提供の方法				
		氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容				氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容		決裁	決裁権者	審議会等	担当者の判断	その他	その他の内容	紙	eメール	FD,CD等媒体	その他	その他の内容
85	戸籍、戸籍附表	○	○	○	○	○	本籍等	土地区画整理組合	区画整理事業調査		○	○	○	○	○	本籍等	土地区画整理法第74条、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○				○				
86	戸籍、戸籍附表	○	○	○	○	○	本籍等	他市町村福祉事務所	生活保護事務調査		○	○	○	○	○	本籍等	生活保護法第29条、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○				○				
87	住民票、戸籍、戸籍附票	○	○	○	○	○	本籍等	弁護士会	訴訟調査		○	○	○	○	○	本籍等	弁護士法第23条の2、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○				○				
88	市民税課税資料							警察署	捜査		○			○			刑事訴訟法第197条第2項、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○				○				
89	市民税課税資料							県	県営住宅入居制限または割増賃料の決定						○	現年度所得及び控除額	公営住宅法第23条の2、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○							○	閲覧
90	市民税課税資料							県、他市町村	税滞納処分						○	所得内容、職業、勤務先、続柄	地方税法第20条の11、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○				○				
91	市民税課税資料							社会保険事務所	国民年金の受給・年金保険料の算定						○	現年度所得及び控除額	国民年金法第108条、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○				○				
92	資産税課税資料							県	不動産取得税調査		○			○	○	物件の所在地番、構造、取得年月日、床面積、評価額	地方税法第20条の11、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○				○				
93	資産税課税資料							他市町村	税滞納処分						○	資産の有無（ある場合は資産状況）	地方税法第20条の11、同条例同条項号	○	部長	○				○				
94	納税状況							県、他市町村	税滞納処分						○	納税状況	地方税法第20条の11、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○				○				
95	公害に関する苦情処理状況							県	公害に関する苦情						○	苦情処理状況	公害紛争処理法第49条の2、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○				○				
96	生活保護関係情報							警察署	捜査						○	生活保護受給の有無	刑事訴訟法第197条第2項、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○				○				
97	生活保護関係情報							他市町村福祉事務所	生活保護認定調査						○	生活保護認定に必要な事項	生活保護法第29条、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○				○				
98	国民健康保険加入状況							検察庁、警察署	捜査						○	国民健康保険加入状況	刑事訴訟法第197条第2項、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○				○				
99	国民健康保険加入状況							県、他市町村	税滞納処分						○	納税状況	地方税法第20条の11、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○				○				
100	出火原因等調査内容							検察庁	捜査						○	出火原因等調査内容	刑事訴訟法第197条第2項、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○				○				
101	上下水道料金システム							警察署、検察庁	捜査						○	使用開始年月日、使用料金支払方法、口座番号、支払状況・使用状況	刑事訴訟法第197条第2項、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○				○				

No	市町村が保有する情報（または業務）の内容	市町村が保有する情報に含まれる事項						提供先機関等	提供先の利用目的	提供情報件数	提供した情報に含まれる事項						情報提供の根拠とした法令・条例等	提供の手続き						提供の方法				
		氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容				氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容		決裁	決裁権者	審議会等	担当者の判断	その他	その他の内容	紙	eメール	FD,CD等媒体	その他	その他の内容
102	排水設備等工事検査書							税務署、国税局、国税庁	法人税調査						○	申請者、使用者及び建物所有者の氏名・住所、設置場所、指定工事店名、主任技術者氏名、工事種別、使用区分並びに工事清算額）	法人税法第156条の2、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○				○			○	閲覧
103	農地法許可届出申請書類							税務署	所得税に関する調査		○				○	申請目的、申請地等	所得税法第235条第2項、個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○							○	閲覧
104	住居表示新旧対照表							法務局、郵便局、陸運事務所、軽自動車検査協会、警察署、中部電力、ガス会社、NTT等	住居表示整備に伴う新住所を関係機関に通知するもの						○	世帯主、新旧住所	個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○		○	秘密保持の義務等の誓約書を提出させる					
105	葬祭施設利用申請受付簿							報道機関	報道活動のため		○			○	○	死亡者の氏名、死亡日時、生年月日	個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○		○	〃				○	閲覧
106	生活保護関係情報							NHK	NHK受信料免除のため		○	○		○			個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○		○	〃					
107	（住民基本台帳）							厚生労働省、郵便局	100歳以上の把握、88歳祝品贈呈のため		○	○	○	○	○	年齢、世帯主	個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○		○	〃	○				
108	（住民基本台帳）							県、町会長、社会福祉協議会	敬老行事等のため		○	○	○	○	○	年齢、世帯主	個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○		○	〃	○				
109	レントゲンフィルム							医療機関	患者の病状診断のため						○	レントゲンフィルム	個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○		○	〃				○	ﾚﾝﾄｹﾞﾝﾌｨﾙﾑ
110	（住民基本台帳）							町会長	町会主催の成人式のため		○	○	○	○	○	年齢、世帯主	個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○		○	〃	○				
111	ひとり暮し老人台帳							ガス会社	ひとり暮し老人家庭のガス利用の安全確保のため						○	ひとり暮しの表示	個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○		○	〃				○	ガス会社顧客名簿への表示
112	異動情報							日赤長野県支部○○地区（事務取扱：社会福祉協議会）	日赤社員（会員）の移動状況の把握		○	○	○	○	○	世帯、住民番号、世帯主、異動	個人情報保護条例（審議会）	○	部長	○		○	定期的に管理監督することを条件とする				○	異動データの転送
113	収納状況	○	○	○	○	○	収納状況 生活状況	他市町村	滞納処分のための参考資料	782	○	○	○	○	○	収納状況 生活状況	地方税法第２０条の１１	○	収税課長					○				
114	上下水道料金システム	○			○	○	水栓所在地、収納情報、支払方法等	警察署	捜査関係事項照会	13	○			○	○	収納状況、支払方法、水栓所在地	刑事訴訟法第197条第2項	○	営業課長					○				
115	土地取引規制基礎調査について	○			○	○	地番、面積	地方事務所	土地取引開発動向等の調査	13	○			○	○	面積	土地取引規制基礎調査実施要領	○	企画課長					○				
116	身上調査照会	○	○			○	本籍、刑罰、破産者等	都道府県警察、市町村、市町村選管等	国家資格等に関する欠格事由の有無の確認	794	○	○			○	本籍、刑罰の有無等	国家資格等に関する各種法令	○	市民課長					○				
117	捜査事項照会書	○	○	○	○	○	本籍	都道府県警察	刑事訴訟法第197条	701	○	○	○	○	○	本籍	刑事訴訟法第197条	○	市民課長					○				
118	捜査事項照会書	○			○	○	上下水道加入者情報	都道府県警察	刑事訴訟法第197条	4	○			○	○	上下水道加入者情報	刑事訴訟法第197条	○	水道業務課長					○				
119	被選挙権の調査について	○	○		○	○	本籍・被選挙権の有無	長野県選挙管理委員会・市町村	公職選挙法	2	○	○		○	○	本籍、被選挙権の有無	公職選挙法	○	市民課長					○				

No	市町村が保有する情報（または業務）の内容	市町村が保有する情報に含まれる事項						提供先機関等	提供先の利用目的	提供情報件数	提供した情報に含まれる事項						情報提供の根拠とした法令・条例等	提供の手続き						提供の方法				
		氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容				氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容		決裁	決裁権者	審議会等	担当者の判断	その他	その他の内容	紙	eメール	FD,CD等媒体	その他	その他の内容
120	裁判執行関係事項照会	○	○		○	○	届出記載事項	区検察庁	刑事訴訟法第507条	1	○	○		○	○	届出事実の有無	刑事訴訟法第507条	○	市民課長					○				
121	要介護申請者の住民基本台帳データ	○	○	○	○	○	行政区	広域連合介護審査課	介護保険要介護認定審査のため	約2,100	○	○	○	○	○	行政区	個人情報保護条例（審議会）	○	高齢者対策課長	○							○	介護認定システム
122	農地の転用事実に関する照会書	○			○	○	土地地番、地目、面積	法務局	地目変更登記	20	○			○	○	土地地番、地目、面積	農林水産省構造改善局長通知	○	農林課長					○				
123	犯罪人名簿	○	○			○	本籍	警察署、県等	各種許可申請について法令に基づく欠格事由調査	約350	○	○			○	本籍、犯罪の有無	個人情報保護条例（審議会）	○	市民課長	○				○				
124	高齢者名簿	○	○	○	○	○	一人暮らし・寝たきり・在宅介護者等	社会福祉協議会	慰問・祝品贈呈・集会通知・表彰　等	記録なし	○	○		○	○	行政区・一人暮らし・寝たきり・介護者等	個人情報保護条例（審議会）	○	高齢者生活課長	○			過去に開催した審議会において意見聴取済みで、以降決裁のみ	○				
125	高齢者名簿	○	○	○	○	○	一人暮らし・寝たきり・在宅介護者等	日本禁煙友愛会	慰問品贈呈	記録なし	○			○	○	行政区・寝たきり	個人情報保護条例（審議会）	○	〃	○			〃	○				
126	高齢者名簿	○	○	○	○	○	一人暮らし・寝たきり・在宅介護者等	明るい社会づくり運動協議会	慰問品贈呈	記録なし	○			○	○	行政区・寝たきり・痴呆	個人情報保護条例（審議会）	○	〃	○			〃	○				
127	成人式対象者名簿	○	○	○	○	○	行政区	報道機関1社	紙面で成人式対象者を紹介	記録なし	○		○	○	○	行政区	個人情報保護条例（審議会）	○	生涯学習課長	○			〃	○				
128	就学予定児童一覧表	○	○	○	○	○	行政区・保護者名	行政区	分館事業実施のため	記録なし	○			○	○	行政区・保護者名	個人情報保護条例（審議会）	○	学校教育課長	○			〃	○				
129	軽自動車税課税業務	○			○	○	車両の標識番号	警察署	放置車両の照会	約30	○			○	○	車両の標識番号	個人情報保護条例（安全等）	○	税務課長								○	電話連絡
130	市営住宅の入居者名簿	○	○	○	○	○	世帯状況	警察署	刑事事件の捜査	1	○	○	○	○			刑事訴訟法第197条第2項				○						○	口頭
131	検察審査員候補者名簿	○	○		○	○	職業	検察審査会	検察審査員の選定	22	○	○		○	○	職業	検察審査会法第10条、個人情報保護条例（法令、本人同意）	○	選管委員長					○				
132	選挙人名簿	○	○	○	○	○	世帯主	市長選挙立候補者、県議選立候補者、市議選立候補者	選挙運動	15	○	○	○	○	○	世帯主	公職選挙法第29条第2項、個人情報保護条例（法令）	○	選管委員長					○				（閲覧等の便宜供与）
133	選挙人名簿	○	○	○	○	○	世帯主の表示	世論調査機関（県委託分）	世論調査	175	○	○	○	○	○	世帯主の表示	公職選挙法第29条第2項	○	庶務課長								○	閲覧（転記）
134	市営住宅入居者（世帯主）名簿一覧表	○	○	○	○		家賃額、住宅番号	一部事務組合消防本部	火災・救急時の災害等発生場所の特定	239	○			○	○	住宅番号	個人情報保護条例（公共団体）	○	都市計画課長					○				
135	生活保護に関する情報	○	○	○	○	○	生活保護に関する情報	地方検察庁	裁判執行	1					○	生活保護法適用の有無	刑事訴訟法第507条	○	福祉課長					○				
136	法外援護者（取扱調書）	○	○	○	○	○	本籍地（ただし、情報はすべて本人の申立てのもの）	警察署	事件捜査	9	○	○	○	○	○	本籍地（ただし、情報はすべて本人の申立てのもの）	刑事訴訟法第197条第2項	○	福祉課長					○				
137	特別擁護老人ホーム入所希望者の情報	○	○	○	○	○	介護度等	長野県社会部	介護サービス利用希望者の把握	311	○	○	○	○	○	介護度等	（調査依頼に応じて）	○	事業課長						○			
138	農地法第3条第1項の規定による許可申請書	○	○	○	○	○	農地法関係事務処理要領（既墾地の部）に規定する事項	税務署	国税調査	1	○	○	○	○	○	農地法関係事務処理要領（既墾地の部）に規定する事項	法人税法第156条の2	○	農委事務局長					○				

No	市町村が保有する情報（または業務）の内容	市町村が保有する情報に含まれる事項						提供先機関等	提供先の利用目的	提供情報件数	提供した情報に含まれる事項						情報提供の根拠とした法令・条例等	提供の手続き						提供の方法				
		氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容				氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容		決裁	決裁権者	審議会等	担当者の判断	その他	その他の内容	紙	eメール	FD,CD等媒体	その他	その他の内容
139	滞納状況	○	○	○	○	○	滞納状況、生活状況	前住所地市町村等	滞納整理参考資料	70	○	○	○	○	○	滞納状況	地方税法第20条11	○	収税課長					○				
140	毎月人口異動調査			○		○	地区名	長野県企画局	住民基本台帳法に基づき、人口異動状況を明らかにするため	5			○		○	世帯数	毎月人口異動調査データ作成要領	○	企画財政課長								○	磁気テープ
141	家屋未登記分不動産価格通知書	○			○	○	家屋の構造、面積及び評価額	地方事務所税務課	不動産取得税課税資料		○			○	○	構造・面積・評価額	地方税法第73条の22	○	税務課長					○				
142	８８歳以上リスト	○	○	○	○	○	世帯主、地区名及び年齢	地方事務所厚生課	高齢者祝賀行事事業	1	○	○	○	○	○	世帯主、地区名及び年齢	高齢者現況調査実施要領	○	福祉課長					○				
143	老人保健法による負担区分等証明書	○	○	○	○	○		老人保健受給者の転出先市町村等	老人保健受給者の負担区分の管理		○	○			○	老人保健受給者の負担区分	老人医療事務取扱規定第１５条第３項第３号	○	健康保健課長					○				
144	人口動態調査	○	○	○	○	○		保健所	出生の動向、死亡の現状婚姻、離婚、死産の実態	800	○	○	○	○			人口動態調査令	○	総務課長					○				
145	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	老人クラブ会長（５部落）	６５歳以上の会員名簿作成のため	714	○				○	行政区、年齢	個人情報保護条例（外部提供）	○	町長					○				
146	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	区長（１区）	区費徴収のため	146					○	行政区、世帯主	個人情報保護条例（外部提供）	○	〃					○				
147	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	体育部長（１区）	町民運動会選手選出のため（年代別）	212	○				○	行政区、世帯主	個人情報保護条例（外部提供）	○	〃					○				
148	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	消防団長（１部落）	消防費徴収	97					○	行政区、世帯主	個人情報保護条例（外部提供）	○	〃					○				
149	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	商工会	節分豆まき追儺式開催のための年男、年女名簿	463	○	○	○	○			個人情報保護条例（公共団体）	○	助役					○				
150	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	商工会	村花火大会慶事花火打上げのための新生児名簿	38	○	○	○	○			個人情報保護条例（公共団体）	○	助役					○				
151	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	広域連合消防本部	消防緊急通信指令による出動体制の万全性	8,873				○	○	世帯主氏名	個人情報保護条例（安全等）	○	企画課長							○		
152	都市計画審議会委員名簿	○			○	○	役職、地位	長野県土木部	県都市計画区域ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝ地域別懇談会の委員決定の資料とするため	15	○			○	○	役職、地位	個人情報保護条例（公共団体）	○	都市整備課長						○			
153	給水工事台帳水道使用調定水道異動届	○			○	○	電話番号 口座振替番号 使用料 メータ番号	警察署	捜査	3	○			○	○	使用年月日 使用料 電話番号 料金支払方法	刑事訴訟法第197条第２項、個人情報保護条例（法令、安全等）	○	上下水道課長					○				
154	個人住民税賦課資料	○	○	○	○	○	収入・所得・控除・課税	長野県	生活保護世帯の所得状況調書作成	15					○	税額・所得額	生活保護法第29条、個人情報保護条例（法令）	○	住民課長					○				
155	〃	○	○	○	○	○	収入・所得・控除・課税	警察署	捜査	2					○	所得・課税・扶養	刑事訴訟法第197条第２項、個人情報保護条例（法令）	○	住民課長					○				
156	〃	○	○	○	○	○	収入・所得・控除・課税	社会保険事務所	国民年金保険料申請免除審査	4					○	所得・課税・扶養	国民年金法第108条 、個人情報保護条例（法令）	○	住民課長					○				

No	市町村が保有する情報（または業務）の内容	市町村が保有する情報に含まれる事項						提供先機関等	提供先の利用目的	提供情報件数	提供した情報に含まれる事項						情報提供の根拠とした法令・条例等	提供の手続き						提供の方法				
		氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容				氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容		決裁	決裁権者	審議会等	担当者の判断	その他	その他の内容	紙	eメール	FD,CD等媒体	その他	その他の内容
157	固定資産課税台帳	○			○	○	不動産所有状況・評価額	長野県	生活保護世帯の所得状況調書作成	20					○	税額・所得額	生活保護法第29条、個人情報保護条例（法令）	○	住民課長					○				
158	固定資産課税台帳登録価格	○			○	○	評価額	長野県	不動産取得税額の決定	80					○	登録価格・近傍価格	地方税法第73条の21第1項、個人情報保護条例（法令）	○	住民課長					○				
159	滞納処分に係る情報	○	○	○	○	○	・国税徴収法第141条ほか・地方税法に規定する事項	国・県・市町村・町公営企業	滞納処分	70	○	○	○	○	○	・国税徴収法第141条ほか・地方税法に規定する事項	地方税法第20条の11、個人情報保護条例（法令）	○	住民課長					○				
160	執行停止に係る情報	○	○	○	○	○	・国税徴収法第141条ほか・地方税法に規定する事項	国・県・市町村・町公営企業	執行停止	60	○	○	○	○	○	・国税徴収法第141条ほか・地方税法に規定する事項	地方税法第20条の11、個人情報保護条例（法令）	○	住民課長					○				
161	異動情報	○	○	○	○	○	・国税徴収法第141条ほか・地方税法に規定する事項	国・県・市町村・町公営企業	滞納処分	30	○	○	○	○	○	・国税徴収法第141条ほか・地方税法に規定する事項	地方税法第20条の11、個人情報保護条例（法令）	○	住民課長					○				
162	収納（徴収簿）情報	○			○	○	・国税徴収法第141条ほか・地方税法に規定する事項	国・県・市町村・町公営企業	滞納処分	70	○	○	○	○	○	・国税徴収法第141条ほか・地方税法に規定する事項	地方税法第20条の11、個人情報保護条例（法令）	○	住民課長					○				
163	個人住民税賦課資料	○	○	○	○	○	収入・所得・控除・課税	長野県	生活保護世帯の所得状況調書作成	14					○	税額・所得額	生活保護法第29条、個人情報保護条例（法令）	○	町民税務課長					○				
164	〃	○	○	○	○	○	収入・所得・控除・課税	警察署	捜査	1					○	所得・課税・扶養	刑事訴訟法第197条第2項、個人情報保護条例（法令）	○	町民税務課長					○				
165	〃	○	○	○	○	○	収入・所得・控除・課税	社会保険事務所	国民年金保険料申請免除審査	2					○	所得・課税・扶養	国民年金法第108条、個人情報保護条例（法令）	○	町民税務課長					○				
166	固定資産課税台帳	○			○	○	不動産所有状況・評価額	長野県	生活保護世帯の所得状況調書作成	14					○	税額・所得額	生活保護法第29条、個人情報保護条例（法令）	○	町民税務課長					○				
167	固定資産課税台帳登録価格	○			○	○	評価額	長野県	不動産取得税額の決定	60					○	登録価格・近傍価格	地方税法第73条の21第1項、個人情報保護条例（法令）	○	町民税務課長					○				
168	滞納処分に係る情報	○	○	○	○	○	国税徴収法第141条外、及び地方税法に規定する事項	国・県・市町村・町公営企業	滞納処分	50	○	○	○	○	○	国税徴収法第141条外、及び地方税法に規定する事項	地方税法第20条の11、個人情報保護条例（法令）	○	町民税務課長					○				
169	執行停止に係る情報	○	○	○	○	○	国税徴収法第141条外、及び地方税法に規定する事項	国・県・市町村・町公営企業	執行停止	50	○	○	○	○	○	国税徴収法第141条外、及び地方税法に規定する事項	地方税法第20条の11、個人情報保護条例（法令）	○	町民税務課長					○				
170	異動情報	○	○	○	○	○	国税徴収法第141条外、及び地方税法に規定する事項	国・県・市町村・町公営企業	滞納処分	20	○	○	○	○	○	国税徴収法第141条外、及び地方税法に規定する事項	地方税法第20条の11、個人情報保護条例（法令）	○	町民税務課長					○				
171	収納（徴収簿）情報	○			○	○	国税徴収法第141条外、及び地方税法に規定する事項	国・県・市町村・町公営企業	滞納処分	50	○	○	○	○	○	国税徴収法第141条外、及び地方税法に規定する事項	地方税法第20条の11、個人情報保護条例（法令）	○	町民税務課長					○				
172	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	広域連合消防本部	消防業務に係る緊急時対応の目的	1,637				○	○	世帯主、世帯コード、電話番号	個人情報保護条例（安全等）	○	村長							○		

No	市町村が保有する情報（または業務）の内容	市町村が保有する情報に含まれる事項						提供先機関等	提供先の利用目的	提供情報件数	提供した情報に含まれる事項						情報提供の根拠とした法令・条例等	提供の手続き						提供の方法				
		氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容				氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容		決裁	決裁権者	審議会等	担当者の判断	その他	その他の内容	紙	eメール	FD,CD等媒体	その他	その他の内容
173	農家基本台帳	○			○	○	耕作面積等	JA	農協経営上の調査	4,300	○			○	○	耕作面積	個人情報保護条例（正当な行政執行に関連があるとき）	○	農政課長								○	閲覧（転記）
174	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	都道府県	宅建の資格審査	63	○	○		○	○	本籍	宅地建物取引業法第5条	○	住民税務課長					○				
175	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	都道府県警	犯罪の捜査	98	○	○	○	○	○	本籍	刑事訴訟法第197条第2項	○	住民税務課長					○				
176	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	地方検察庁	犯罪の捜査	11	○	○	○	○	○	本籍	刑事訴訟法第197条第2項	○	住民税務課長					○				
177	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	長野県	叙勲審査（本人確認）	8	○	○	○	○	○	本籍	叙勲表彰規定	○	住民税務課長					○				
178	戸籍の記載事項	○	○	○	○	○	戸籍法第13条、住基法第7条に規定する事項	警察署	身上調査照会書	141	○	○	○	○	○	本籍	刑事訴訟法第197条第2項、個人情報保護条例（法令）	○	住民環境課長					○				
179	戸籍の記載事項等	○	○		○	○	戸籍法第13条、住基法第7条に規定する事項	都道府県、保健所、選挙管理委員会	国家資格に関する欠格事由の有無の確認	39	○	○			○	本籍	国家資格に関する各種法令、個人情報保護条例（法令）	○	住民環境課長					○				
180	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	広域消防本部	消防緊急指令施設の地図データメンテナンスアプリケーション変更	4,251	○			○	○	世帯主	個人情報保護条例（安全等）	○	助役							○		
181	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	広域消防本部	〃	270	○			○	○	世帯主	個人情報保護条例（安全等）	○	民生課長							○ FD		
182	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	広域消防本部	〃	6,000				○	○	世帯主	個人情報保護条例（安全等）	○	民生課長							○		
183	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	広域消防本部	〃	1,369	○	○	○	○	○	続柄	個人情報保護条例（安全等）	○	村長					○				
184	戸籍・戸籍附表	○	○	○	○	○	戸籍法第13条に規定する事項	警察署	刑事訴訟法第197条第2項銃刀法第5条	16	○	○	○	○	○	家族	刑事訴訟法第197条第2項、個人情報保護条例（法令）	○	住民課長					○				
185	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	広域消防本部	消防緊急指令施設の地図データメンテナンスアプリケーション変更	2,183	○	○	○	○	○	世帯主	個人情報保護条例（安全等）	○	村長					○				
186	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	広域消防本部	〃	2,087				○	○	世帯主	個人情報保護条例（安全等）	○	住民課長							○		
187	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	広域消防本部	〃	600	○			○			個人情報保護条例（安全等）	○	村長							○ FD		
188	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	社会保険事務所	国民年金被保険者20歳の適用	9	○	○	○	○			国民年金法、個人情報保護条例（法令）	○	住民課長					○				
189	身体障害者台帳	○	○	○	○	○	障害級　等	郵便局	NHK聴視料減免確認	30	○			○	○	障害級　等	個人情報保護条例（審議会）	○	保健福祉課長					○				
190	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	広域消防本部	消防緊急指令施設の地図データメンテナンスアプリケーション変更	2315	○	○	○	○	○	行政区、続柄、世帯主、登録移動日、構成員	個人情報保護条例（公共団体）	○	総務課長							○		
191	身上調査照会	○	○		○	○	本籍、破産の有無、刑罰	警察署	銃刀法に係るもの、刑事訴訟に係るもの	24	○	○		○	○	本籍、破産の有無、刑罰の有無	刑事訴訟法第１９７条、銃刀法第５条	○	住民課長					○				
192	住民基本台帳に記載された20歳到達住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第７条に規定する事項	社会保険事務所	２０歳到達者国民年金適用促進	100	○	○	○	○			国民年金法第14条	○	住民課長					○				

No	市町村が保有する情報（または業務）の内容	市町村が保有する情報に含まれる事項						提供先機関等	提供先の利用目的	提供情報件数	提供した情報に含まれる事項						情報提供の根拠とした法令・条例等	提供の手続き						提供の方法				
		氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容				氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容		決裁	決裁権者	審議会等	担当者の判断	その他	その他の内容	紙	eメール	FD,CD等媒体	その他	その他の内容
193	国民年金資格関係届出書（取得・喪失・種別変更・住所変更）	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	社会保険事務所	国民年金原簿管理	1300	○	○	○	○	○	基礎年金番号、異動年月日等	国民年金法第12条第4項、第14条	○	住民課長					○				
194	市長村民税課税台帳等に記載された情報	○	○	○	○	○	所得税、所得税額、村民税額、控除額、扶養人数等	松本社会保険事務所	国民年金保険料免除審査	150	○	○	○	○	○	所得額、所得税の有無、控除額、扶養人数等	国民年金法第5条第3項、国民年金市町村事務処理基準第35条	○	住民課長					○				
195	外国人登録原票記載事項	○	○	○	○	○	外国人登録法第4条に規定する事項	地方事務所	税金賦課徴収事務	35	○	○	○	○	○	国籍、勤務先　等	外国人登録法第4条の3、個人情報保護条例（法令）	○	住民課長					○				
196	外国人登録原票記載事項	○	○	○	○	○	外国人登録法第4条に規定する事項	警察	事件調査	10	○	○	○	○	○	外国人登録法第4条に規定する事項	外国人登録法第4条の3、個人情報保護条例（法令）	○	住民課長					○				
197	身上調査照会	○	○			○	刑罰等	都道府県及び市区町村、警察、地方事務所、その他国の機関	国家資格調査、叙位、叙勲等	75	○	○			○	刑罰、破産宣告などの有無	個人情報保護条例（公共団体）	○	住民課長					○				
198	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	分館長、婦人部長	敬老表彰	7	○	○	○	○	○	世帯主	個人情報保護条例（本人）	○	住民課長					○				
199	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	老人クラブ会長	百歳長寿者の賀寿祝贈呈	1	○	○	○	○	○	世帯主	個人情報保護条例（本人）	○	住民課長					○				
200	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	祭実行委員会	祭への子供の参加	100	○	○	○	○	○	世帯主	個人情報保護条例（本人）	○	住民課長					○				
201	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	郵便局	米寿者へのお祝品の贈呈	37	○	○	○	○			個人情報保護条例（本人）	○	住民課長					○				
202	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	長野県企画局	平成14年度長野県民満足度調査	36	○	○	○	○			個人情報保護条例（公益上特に必要）	○	総務課長				（県の委託会社にも目的外使用禁止とデータの適正処理を条件とした）	○				
203	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	地方事務所	高齢者現況調査	52	○	○	○	○	○	世帯主	個人情報保護条例（公共団体）	○	保健福祉課長					○				
204	地区役員の名簿	○			○			郵便局	郵便配達業務のため	96	○			○			個人情報保護条例（公共団体）	○	町長				（提供条件の付与）	○				
205	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	長野県社会部	高齢者名簿の作成のため（88歳と100歳）	45	○	○	○	○			個人情報保護条例（公共団体）	○	町長					○				
206	住民基本台帳に記載された住民の情報	○	○	○	○	○	住基法第7条に規定する事項	消防署	災害弱者台帳の作成	不明	○	○		○		（H14.12.31現在、65歳以上で構成されている世帯）	個人情報保護条例（安全）	○	村長					○				

※　市町村個人情報保護条例上、例外的に目的外利用ができるとしている項目については、次のとおりとしました。（情報提供の根拠とした法令・条例等の欄）

法令：　法令等の定めにより提供しなければならない場合
本人同意：　本人の同意がある場合
公共団体：　国や他の地方公共団体が使用することにつき、相当な理由がある場合
安全等：　専ら統計の作成、学術研究の目的のために提供する必要があるとき、個人の生命、身体、財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないときその他特別な理由がある場合
審議会：　審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めた場合
※なお、上記のいずれにも該当しない場合は、具体的に記載しました。